

幼稚園・認定こども園

No.	内容	問	答
1	研修修了要件の適用	研修修了要件はいつから適用されますか。	<p>処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件は令和5年度から段階的に適用されます。中核リーダーおよび専門リーダーについては、令和5年度に求める研修修了時間は15時間以上とし、令和6年度以降、毎年度15時間以上ずつ必要となる研修修了時間を引き上げ、令和8年度から60時間以上（完全実施）となります。（令和5年度末30時間以上、令和6年度末45時間以上、令和7年度末60時間以上）</p> <p>若手リーダーについては令和6年度から15時間以上の修了（完全実施）が必要です。（令和5年度末までに15時間以上修了）</p> <p>職員処遇改善費の研修修了要件は令和6年度から段階的に適用されます。令和6年度に求める研修修了時間は15時間以上とし、令和7年度以降、毎年度15時間以上ずつ必要となる研修修了時間を引き上げ、令和9年度から60時間以上（完全実施）となります。（令和6年度末30時間以上、令和7年度末45時間以上、令和8年度末60時間以上）</p> <p>■「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について（通知）」改正概要</p> <p>https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c47709ef-8880-42e6-bb7e-9818b6b728c5/f85ee18e/20230929_policies_kokoseido_jigyousha_20.pdf</p>
2	研修修了時期	令和5年度年度当初から賃金改善の対象職員とするためにはいつまでに研修を受講すればよいでしょうか。	<p>令和4年度中（令和5年3月末まで）に研修を修了していることが必要です。</p> <p>■処遇改善等加算Ⅱ 研修要件に係るFAQ参照</p>

幼稚園・認定こども園

No.	内容	問	答
3	研修受講歴一覧の様式	研修受講歴一覧の様式はありますか。	<p>あります。様式は下記のウェブサイトに掲載しています。</p> <p>■横浜市ウェブサイト 処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費に係る研修修了要件について https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodatehien/shinseido/shogu/shogukennshu.html</p>
4	研修修了を証明する 挙証資料	研修修了を証明する挙証資料の取扱いについて教えてください。	適切な実施主体によって発行された修了証、ハンドブックなどは受講者本人が管理・保管するものですが、提示を求められた際に研修内容と修了時間数が確認できるよう、研修受講歴一覧等を活用し、園においても受講履歴を管理・保管してください。
5	研修修了を証明する 挙証資料 【新規】	旧免許状更新講習について、修了証を免許更新の手続きの際に提出してしまい、手元にない場合はどうすればよいでしょうか。	<p>旧免許状更新講習については、修了証のほか、「更新講習修了確認証明書」、「有効期間更新証明書」または「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書」をもって修了を証明できるものとします。</p> <p>修了証が手元にない方より、神奈川県教育委員会へ再発行の問い合わせが相次いでおります。本件を理由として神奈川県教育委員会へ修了証の再発行を依頼することはお控えいただくようお願いいたします。</p>

幼稚園・認定こども園

No.	内容	問	答
6	対象の研修	研修修了要件の対象となる研修を教えてください。	<p>幼稚園教育要領等を踏まえて保育・教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修です。</p> <p>(例) 本市主催研修・従来の幼稚園教諭免許状更新講習・幼稚園協会の研修・園内研修</p> <p>■施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c47709ef-8880-42e6-bb7e-9818b6b728c5/e9edb0a8/20230929_policies_kokoseido_jigyousha_19.pdf</p>
7	対象の研修	幼児保育分野研修はマネジメント分野の代わりになるのでしょうか	<p>代わりにはなりません。</p> <p>マネジメント分野に係る研修については「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」の 2(1)(2)(3)、3(1)(2)(3)を参照にしてください。</p> <p>■施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/c47709ef-8880-42e6-bb7e-9818b6b728c5/e9edb0a8/20230929_policies_kokoseido_jigyousha_19.pdf</p>

幼稚園・認定こども園

No.	内容	問	答
8	対象の研修 【新規】	「マネジメント分野に係る研修」についても中核リーダーに限り有効なのでしょうか。	①「マネジメント分野に係る研修」について ・中核リーダーの研修修了要件を満たします。 ・専門リーダーや若手リーダーも研修修了要件を満たすものと取り扱って差し支えありません。 ②「保育士等キャリアアップ研修におけるマネジメント研修」について ・中核リーダーのみ研修修了要件を満たします。 ・専門リーダーは、令和3年度末までに受講していたマネジメント研修に限り、研修修了要件を満たします。 ・若手リーダーは、対象外です。
9	対象の研修	保育士等キャリアアップ研修と同様にそれぞれの分野を用意する必要があるのでしょうか	ありません。
10	対象の研修	従来の幼稚園教諭免許状更新講習は対象となりますか	対象となります。 免許状更新30時間以上（必修領域講習6時間、選択必修領域講習6時間、選択領域講習18時間以上）となっておりますので、修了証明書などで修了時間数をご確認ください。修了証明書などに時間数の記載がない場合でも、30時間の研修修了とみなすことができます。

幼稚園・認定こども園

No.	内容	問	答
11	対象の研修	<p>認定こども園に勤務している場合、担当している子どもが1号認定か2、3号認定か別によって、あるいは幼稚園教諭の免許状、保育士資格といった保有する免許・資格の別によって、研修修了要件に違いはありますか。</p>	<p>認定こども園に勤務する加算対象職員であれば、担当する子どもの認定区分や保有する免許・資格の別に問わず、研修修了要件に違いはありません。例えば、保育士資格のみ有する加算対象職員が幼稚園教諭向け研修を受講した場合も、幼稚園教諭の免許状のみ有する加算対象職員が保育士向け研修を受講した場合もいずれも加算に係る研修として扱うことができます。（内閣府処遇改善等加算Ⅱ 研修修了要件に係るFAQNo.3-14より）</p> <p>なお幼稚園では、乳児保育についての研修に関しては、加算に係る研修にはなりません。（キャリアアップ研修乳児保育分野・保育士資格取得特例講座など）</p>
12	受講の順番	<p>中核リーダーは一番初めにマネジメント研修15時間を積み上げる必要がありますか</p>	<p>受講の順番は問いません。マネジメント研修15時間以上を令和7年度末までに修了してください。</p>
13	有効な遡り時期	<p>平成30年度以前に受講した研修も有効とのことですが、いつまで遡ることを想定しているのでしょうか。</p>	<p>平成30年度以前に受講した研修についても、次の①②の両方を満たす場合は、要件を満たすものとします。</p> <p>① 幼稚園教育要領等を踏まえて保育・教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的とした研修 （例）本市主催研修・従来の幼稚園教諭免許更新講習・幼稚園協会主催研修</p> <p>② 研修の受講修了が適切に確認できること （例）研修受講修了証・研修スタンプ・ハンドブック・幼稚園ナビの研修受講履歴</p>

幼稚園・認定こども園

No.	内容	問	答
14	園内研修の講師 【新規】	横浜市が認める園内研修の講師を教えてください。	<p>研修講師が大学等に所属する者でない場合、研修内容に関して十分な知識及び経験を有すると園長が判断する者を講師として認めます。</p> <p>【判断の目安】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、認定こども園等において幼稚園教諭・保育教諭（保育士）として勤務経験があり、かつ園長や主幹教諭等の経験を有する者であって、当該分野について十分な知識及び経験を有する者 ・当該分野について、キャリアアップ研修の講師経験を有する者
15	研修修了要件に関する情報の集約	研修修了要件に関する情報をまとめたものはありますか。	<p>処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費に係る研修修了要件に関する情報をまとめたウェブサイトを作成しましたので御活用ください。</p> <p>■横浜市ウェブサイト 処遇改善等加算Ⅱ及び職員処遇改善費に係る研修修了要件について</p> <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodatehien/shinseido/shogu/shogukennshu.html</p>

幼稚園・認定こども園

No.	内容	問	答
16	適当な対象者が人数A・B以上いない場合	<p>適当な対象者がいない場合、人数A・B（注）より少ない人数だけ処遇改善することはできますか。</p> <p>例えば、若手リーダー等が1人もいない、という賃金改善も可能でしょうか。</p> <p>あるいは、要件を満たせず全額返金となるのでしょうか。</p> <p>（注） 「人数A」＝「基礎職員数」×1／3 「人数B」＝「基礎職員数」×1／5 「基礎職員数」とは、施設・事業所の区分に応じて算出される基礎職員数</p>	<p>中核リーダー等については、月額4万円の賃金改善を行う者を1人以上確保した上で（人数Aに2分の1を乗じて得た人数が1未満となる場合には、確保不要）、その残余について若手リーダー等の賃金改善に配分することが可能ですので、その結果として、中核リーダー等の数が人数Aより少なくなることは差し支えありません。</p> <p>若手リーダー等については、人数B以上の人数に5千円以上の賃金改善を行うことが必要です。</p> <p>したがって、上記を踏まえたうえでなお、要件を満たせず、加算額を配りきれない場合は全額返金となります。</p>